

「北海道函館工業高等学校の部活動に係る活動方針」

活動方針策定の趣旨等

- ・本校は、学校教育目標等を踏まえ、設置者である北海道教育委員会の「道立学校に係る部活動の方針」に則り、「北海道函館工業高等学校の部活動に係る活動方針」（以下「本方針」という。）を策定する。
- ・部活動（外局・愛好会を含む。）を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した活動時間や休養日を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、進路実現のための自己啓発活動や様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する。
- ・部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われることを重視するとともに、持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行う。また、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する。
- ・本校は、本方針に則り、部活動が、地域、学校、競技種目、分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
- ・学校における働き方改革「北海道アクション・プラン(平成30年3月28日北海道教育委員会決定)」の趣旨を踏まえた取組を推進する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動

本校は、次の部活動を設置する。

【運動系】硬式野球部、軟式野球部、テニス部、ソフトテニス部、卓球部、バスケットボール部、水泳部、ラグビー部、弓道部、陸上部、バドミントン部、柔道部、サッカー部、バレーボール部、ハンドボール部、空手道部、剣道部

【文化系】自然科学部、自動車部、マイコン部、美術部、作法部、軽音楽部、写真部、生物部、映画研究部、計算機器部、囲碁・将棋部、アマチュア無線愛好会、電験愛好会、ものづくり愛好会、放送局、図書局、吹奏楽局、新聞局

(2) 「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

- ・校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を設置する。
- ・連絡先は以下のとおりとする。

北海道函館工業高等学校 函館市川原町5番13号
 (担当：教頭) Tel(0138)51-2271 Fax(0138)51-2273
 E-mail: kanko-z0@hokkaido-c.ed.jp

(3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

- ・年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日、場所、大会参加日等）を作成し、持続可能な運営が行えるように努める。
- ・部活動に要する経費等に係る資料（決算報告を含む。）を配布するなどして、保護者・生徒の理解を得るよう努める。

(4) 指導・運営に係る体制の構築

- ・適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置する。
- ・部活動指導員の配置を進めるとともに、適切な指導を行うよう留意する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

- ・部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、関係団体等が作成した指導手引を活用し、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

(1) 運動部活動における適切な指導

- ・スポーツ医・科学の見地から、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、長時間とならないように指導を行う。

(2) 文化部活動における適切な指導

- ・生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から、技能等の向上や大会、コンクール、コンテスト、発表会等でのそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取り、長時間とならないように指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

- ・部活動における活動時間及び休養日については、国のガイドラインの基準を踏まえるとともに、設置者である北海道教育委員会の「道立学校に係る部活動の方針」に則り、成長期にある生徒のバランスのとれた生活や、部活動指導に関する教員の負担軽減に留意し設定する。
- (1) 活動時間の設定
 - ・平日は3時間程度、休業日は4時間程度に努める。
(1週間の活動時間は16時間程度とするよう努める。)
 - (2) 休養日の設定
 - ①学期中の休養日
 - ・平日に週1日以上、週末又は祝日に月1日以上の休養日を設けるよう努める。
 - ・休養日について、大会等で活動の必要が生じた場合は、他の日に振り替える。
 - ②長期休業中の休養日
 - ・学期中に準じて設定する。
 - ③年間の休養日の総数
 - ・平日の年間52日、週末又は祝日の年間12日、学校閉庁日の年間9日を休養日とするよう努め、年間73日以上を休養日とする。
 - (3) その他
 - ・定期考査1週間前(土日を含む。)は部活動を行わない。ただし、大会前等で活動の必要が生じた場合は、了承を得るものとし、必要最低限の活動とする。
 - ・年末年始等を含む学校閉庁日は部活動を行わない。ただし、大会前等で活動の必要が生じた場合は、了承を得るものとし、必要最低限の活動とする。

4 部活動の充実に向けて

- (1) 環境の整備
 - ・保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。
 - ・学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を進める。
 - ・学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実及び芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進する。
- (2) 参加大会等の検討
 - ・生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等を検討する。
- (3) 信頼関係づくり
 - ・指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を、生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりを行う。
 - ・体罰・ハラスメント等は絶対に許されないという考えを持ち指導を行う。
- (4) 集団づくり
 - ・生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりを行う。
- (5) その他
 - ・女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題(女性アスリートの三主徴(利用可能エネルギー不足、無月経及び骨粗しょう症)、貧血等)の予防対策に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
 - ・保護者に部活動を公開する場を設ける等、保護者の部活動への理解を深め、家庭と学校が連携しながら部活動指導に取り組める環境づくりに努める。

終わりに

本方針を年度毎に策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。